

2022 年 5 月 16 日
近畿大学教職員組合

2022 年 5 月 6 日、大阪府労働委員会（以下、府労委）は近畿大学教職員組合（以下、本組合）が申し立てた不当労働行為救済申立に対し、学校法人近畿大学（以下、法人）の不当労働行為をほぼ認容する内容の命令書を交付しました。

近畿大学においては、不当労働行為の認定が相次いでいます。2019 年 11 月 28 日には平成 29 年（不）第 43 号事件が、2020 年 6 月 29 日には平成 29 年（不）第 29 号事件が、それぞれ府労委から不当労働行為と認定されました。今回の命令では、経営者とその取り巻きの管理系教職員における法令遵守意識の著しい欠如が厳しく糾弾されています。

今回の命令で示された 4 つの争点に従い、以下、命令書の概要を説明します。

第 1 に、法人の不適切な組合対応を非難する本組合員の発言を理由に、法人が 2019 年 3 月 11 日に本組合の謝罪がない限り団交に応じないと通知したことは、正当な理由なき団交拒否に当たるといふこと。しかも、こうした法人の行為は組合員の団交での発言をとらえて組合に謝罪を求めただけでなく、団交実施の差し違え条件を組合に突き付けたものであって、組合に対する違法な支配介入に当たると府労委は認定しました。

第 2 に、法人が令和元年度夏期一時金の支給の前提条件として、府労委への救済申立、支配介入等の主張を一切行わない旨の誓約書を提出するよう本組合に要求したことは、正当な理由がないばかりか、憲法 28 条の保障する団結権等、労働組合法を無視した行為であるといふこと。そのうえ、組合の内部手続を証明する書面の提示を求めていることは、組合の自治を侵害し、それによって本組合が賃金に関する団交要求書を撤回せざるを得なくなる状況に追い込む等、組合活動を大きく制約するものであって、組合に対する違法な支配介入に当たると府労委は認定しました。

第 3 に、法人が設置するメールボックスに本組合が投函した組合ニュースを無断で廃棄した行為について、法人の対応は適切ではないが支配介入に当たるとまでは言えないといふこと。この点についての府労委の判断は、組合による情宣活動の重要性を軽視するもので、到底納得できるものではありません。今回の命令の中で組合ニュースの一方的廃棄が事実認定されたのは 1 件でしたが、この 1 件のみでは重大ではないため支配介入には当たらないといふ認定であり、廃棄それ自体を正当化するものではありません。この点については、今後解決に向けて労使で交渉していく予定です。

第 4 に、法人が入試手当の支給の前提条件として、5 日以内に組合総会決議の議事録等の組合意思決定過程を証する書面を提示するよう本組合に要求したことは、正当な理由がないばかりか、5 日という考え難い短期間で組合の対応を一方的に求める組合軽視の態度であるといふこと。また、組合の内部手続を証明する書面の提示を求めたことは組合の自治を侵

害するものであり、それによって入試手当に関する団交要求書を本組合が撤回せざるを得なくなる状況に追い込む等、組合活動が大きく制約されるもので、違法な支配介入に当たると府労委は認定しています。

こうした一連の事件の発端は、法人の不適切な組合対応を非難する本組合員の発言の言葉尻をとらえ、法人が2019年3月11日に、謝罪がない限り団交に応じない旨を通知してきたことです。労使交渉の場で強い言葉が交わされることは労使ともによくあることで、不快に感じるものがあれば抗議したり、謝罪したりということは双方ともにもありうることで、それを理由に法人が団交を拒否することは正当な行為とはいえません。団交が開催されないと種々の不都合が生じることは明白で、例えば本組合員にのみ夏期手当が支給できないということ等も生じます。労働組合としては組合員の生活を守ることが第一ですから、本組合は夏期手当に関する要求を撤回し、組合員にも夏期手当は無事に支給されました。

しかし、不支給が回避されたとはいえ、団交開催に差し違え条件を出すこと自体が問題です。本組合は、こうした法人の行為は組合の弱体化を狙ったものであるとして府労委に救済申立を行い、その結果、不支給通告に至った法人の一連の対応が不当労働行為であると認定されました。

法人が提示した差し違え条件は、謝罪だけでなく、労働委員会に救済申立て等しないことの誓約、総会議事録の写し等の提出要求等であり、これなしには団交に応じないというのはあまりにも強引かつ理不尽なやり方です。これらを要求した経営陣や管理系職員の法令無視は甚だしく、本組合はその責任を追及するとともに、法人のこうしたやり方に屈することなく、組合員の生活・労働環境を全力で守ります。独善的経営を続ける世耕弘成理事長、およびその取り巻きである法人上層部と管理系職員らを糾弾し、反省させ、学校法人としてまっとうな経営を行う経営体に変革するために、本組合は今後もあらゆる手段を用いて全力を尽くす所存です。

以上